令和７年度　介護保険料のお知らせ

１．介護保険料決定通知書について

年間保険料額及び期割額を通知するものです。**必ず内容を確認し、大事に保管してください。**保険料の決まり方は裏面をご覧ください。

２．納付方法

介護保険料は、６５歳の誕生日の前日が属する月分から納めます。

原則として介護保険料は、**年金天引き（特別徴収）**となります。

年金天引きの対象となるのは、65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の受給額が 18 万円以上の方です。**年金を受給していない方は、納付書または口座振替（普通徴収）で納めます。**また、**老齢厚生年金は年金天引きの対象外**となっております。

ただし、次に該当する方は、資格取得後**すぐに年金天引き（特別徴収）はできません。**

・65 歳になられたばかりの方　・燕市に転入された方

➡ **年金天引きが開始になるまで、納付書または口座振替（普通徴収）**で納めます。※年金天引きは自動的に切り替わりますので、お手続きは不要です。

◎口座振替をご希望の方は「口座振替依頼書」の提出が必要です。

【手続き場所】燕市役所収納課・各金融機関【必要なもの】納付書、通帳、通帳の届出印

口座振替は、振替依頼書を燕市役所収納課が受理した月の翌月末からとなります。

３．よくあるご質問

Q. 年金天引きが中止になった。どうして？

A. ●年度の途中で所得段階の変更があり、保険料額が変更になった。
●年金の支払額不足、年金担保貸付の返済開始　など
→ **再度年金天引きが開始されるのは来年度１０月以降となります。**

Q. 年金天引きはいつ開始される？

A. 資格取得日によって異なります。下の表が年金天引き開始の目安となっておりますのでご確認ください。

桜咲ユメ
(燕市オリジナルキャラクター)
©新潟県燕市

資格取得日・転入日	天引き開始月
令和 7 年 4 月2日～令和 7 年 10 月 1 日	令和 8 年　4月支給年金
令和 7 年 10 月2日～令和 7 年 12 月 1 日	令和 8 年　6月支給年金
令和 7 年 12 月2日～令和 8 年 2月1日	令和 8 年　8月支給年金
令和 8 年 2月2日～令和 8 年 4月1日	令和 8 年10月支給年金

※年金保険者の事務処理の都合上、表と異なる場合があります。また、２・３月生まれの方は翌年４月からの年金天引き開始となる場合があります。

【お問い合わせ先】　燕市役所　税務課　市民税２係（２階６番窓口）　☎0256 - 77 - 8144（直通）
※受付は開庁日８：30～17：15

裏面もご覧ください→